

## よくある質問⑦

問7-1 先月会社を退職したのですが、**失業保険の手続きに来る前に、次の就職先が決まり**、来週からその会社へ就職することになりました。

この場合、失業保険の手続きはできますか？

(答7-1)

失業保険の手続きに来る前に、次の就職(※週の所定労働時間が20時間以上)が決まっている場合、原則失業保険の手続きは**できません**。

**この場合、再就職手当も対象になりません。**(※問20-1を参照ください。)

※ここでいう「就職」とは、週の所定労働時間が20時間以上の場合を指します。